

長野県住宅審議会

日 時：平成28年8月4日（木）

午後2時から

場 所：県庁本館棟3階 特別会議室

1 開 会

○建築住宅課 刈間課長補佐

ただいまから長野県住宅審議会を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます建築部建築住宅課の刈間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところ、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。開会に当たりまして、長野県建設部建築技監の岩田隆広からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○岩田建築技監兼建築住宅課長

長野県建設部建築技監の岩田隆広でございます。委員の皆様方におかれましてはお暑い中、またお忙しいところをご出席いただき、厚く御礼申し上げます。また、日ごろより住宅行政を始め、県行政の推進のためにご尽力を賜り、改めて感謝申し上げる次第でございます。

さて、本日の議題となっております「長野県住生活基本計画」につきましては、この5月の第1回の住宅審議会におきまして、たたき台としてお示した骨子案をもとにご審議をいただいたところです。その後、委員の皆様からのご意見を踏まえ、また、庁内の関係課に意見照会を行いながら策定作業を進めているところでございます。本日は、事務局作成による素案をお示しさせていただきます。

本日の審議会において委員の皆様からいただきますご意見・ご提案を踏まえまして、計画案をさらに精査し、この8月下旬を目途に1カ月間のパブリックコメントを実施する予定としております。委員の皆様には、それぞれのお立場からの忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。あいつとさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○刈間課長補佐

本日の審議会は、委員10名のところ、山本委員がご都合で欠席されており、9名の皆様にご出席をいただいております。長野県住宅審議会条例第6条第2項に定めます委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、場々洋介委員、柳澤恵子委員のお二人につきましては、委員の改選後、初めての

審議会となりますので、最初にお二人から自己紹介をお願いしたいと存じます。それでは、場々委員さんからお願いいたします。

(委員から自己紹介)

○刈間課長補佐

ありがとうございました。

なお、5月12日に開催いたしました第1回審議会におきまして、住宅担当以外の関係部局との連携や審議会への参加についてご意見を頂戴いたしました。本日の審議会では、このご意見を踏まえまして、審議会幹事に加え、オブザーバーとして企画振興部地域振興課楽園信州・移住推進室、産業労働部人材育成課、建設部建設政策課技術管理室からそれぞれ担当職員が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここから議事に入りますが、進行は、長野県住宅審議会条例第6条第1項の規定により、藤居会長をお願いいたします。藤居会長、よろしくお願いいたします。

○藤居会長

本日はお暑い中、お集まりいただきありがとうございます。

前回の審議会は、住生活基本計画の変更にあたっての考え方について諮問を受け、骨子案についての議論をいただきました。本日は、その素案ということになりますので、よろしくお願いいたします。

審議に先立ち、本日の審議会の議事録の署名委員をお願いします。名簿順に従い、場々委員さんと宮川委員さんをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

3 議 事

(1) 長野県住生活基本計画の変更(素案)について

○藤居会長

それでは議事の(1)「長野県住生活基本計画の変更(素案)について」、事務局からの説明をお願いします。

○建築住宅課 藤原主査

建設部建築住宅課の藤原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

長野県住生活基本計画の変更(素案)について、資料を4つご用意しております。

資料1は、素案の概要を2枚に整理したもの、資料2が素案の全文となっております。資料3は前回の審議会でもいただいたご意見、ご提案をどのように素案に反映しているかを示した一覧となっております。資料4につきましては、都道府県計画は全国計画に即して定めることとされておりますので、全国計画との対応関係を一覧にまとめたものとなっております。

それでは資料2からご覧ください。変更計画の素案の構成は、本文の目次のとおりとな

っております。まず第1章では、「計画の趣旨」として、策定の目的、経過・背景、位置づけ、計画期間を記載しております。続いて、第2章で「住宅施策を取り巻く状況」について、グラフ等を用いて概況を把握いただけるようにしております。第3章は「基本的な方針と目標」として、計画の基本理念、基本的な視点、目標と施策体系を記載しています。第4章において、5つの目標ごとに「現状と課題」及び「施策の展開」を記載し、第5章でその推進体制と目標達成指標について記載しております。

最後に付属資料として、当審議会における審議経過や、今後実施してまいりますパブリックコメント等の計画策定の経過、専門用語の解説を掲載する予定としております。

以上の構成により、目次のページ以降に本文を記載しておりますが、資料1として、概要をまとめたものを作成しておりますので、こちらを中心にご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。1枚目ですが「住宅施策を取り巻く現状と課題」について整理しております。大きく6つの項目に分け、項目ごとに対応する本文のページ番号を記載しておりますので、資料2の本文と合わせてご覧ください。

まず左上の「少子高齢化、人口・世帯数減少社会への対応」をご覧ください。住宅施策全般の根本となる課題になりますが、住宅数と世帯数のグラフのとおり、平成25年時点の総住宅数98万2千戸に対して総世帯数は78万6千世帯と、住宅の量は充足し、世帯数との差が次第に拡大している状況です。また人口は右側のグラフのとおり、平成12年をピークに減少に転じています。一方、世帯数につきましては、単身世帯や夫婦のみ世帯などの世帯人員が少ない世帯が増え、増加が続いていましたが、間もなくピークを迎えることが予測されており、今後は減少する見込みとなっております。また、折れ線グラフが示すとおり、少子高齢化は一段と進展する見込みとなっております。

このような現状の中、既に建てられている住宅ストックを活用する社会への転換と空き家対策の一層の進展が必要な状況であるということや、量は充足しているものの広さや使い勝手、品質等は必ずしも居住ニーズと一致していないということがありますので、その不一致の解消が課題と言えます。併せて、少子化対策としての子育て・若年代向けの居住環境の整備、増加する高齢者向けの居住環境の整備が求められている状況です。

その下の欄をご覧ください。ここからは5つの目標ごとに現状と課題を記載しております。資料の2枚目の「目標と施策体系」の左端に記載してある5つの目標と対応する形にしております。なお、前回の審議会で骨子案としてお示しした5つの目標から、いただいたご意見等を踏まえ、若干、見直しをしております。

まず目標1は、「地域の資源を活かした環境にやさしい住まいづくり」です。上のグラフは、新設木造住宅における木材使用量と県産建築用材の出荷量のグラフですが、比率を見ますと30%前後を推移し、目立った増加が見られない現状です。森林資源が豊富な本県においては環境配慮や森林整備の観点から、住宅建設において使用される木材を県内産の物へと転換していく「地域資源の利活用による地消地産の住まいづくり」が求められていると言えます。

省エネルギーにつきましては、下のグラフのとおり太陽光発電機器や二重サッシ、複層ガラスなどの設備が設置された住宅が年々普及してきている状況が見て取れますが、居住世帯のある住宅の総数約78万戸に対して24%とまだ一部にとどまっており、省エネルギー

化された住宅ストックは限定的という状況です。家庭部門における二酸化炭素排出量の削減を進めるためには、新築住宅はもとより、既存住宅の省エネルギー化の一層の促進が課題となっているという状況です。

次に中央の列をごらんください。目標2として「災害に強く快適で健康な住まいづくり」を掲げております。左側のグラフは住宅の耐震化の状況ですが、住宅の耐震化率は77.5%となっており、まだ4分の1近くの住宅が耐震性は不十分という状況です。

4月には地震が少ないと言われていた九州で大きな地震被害が生じましたが、いつ起きてもおかしくないと言われている東海地震や南海トラフ地震では、県南部を中心に大きな揺れが予測されているほか、例えば糸魚川―静岡構造線など、県内には内陸型地震の震源となる断層帯も数多く分布していますので、耐震化の一層の促進と安全・安心な住まいづくりが強く求められている状況です。また、右側のグラフは、手すりやスロープ、車いすが通行できる廊下幅など、高齢者対応設備がある住宅の状況ですが、全体平均では59.3%、うち貸家では25.3%と4分の1程度しか整備されていない状況になっております。今後ますます増加が見込まれる高齢者を初めとした多くの県民の方々の健康長寿のための快適・健康な住まいづくりは、引き続きの課題であると言えます。

続いて、下の段をご覧ください。目標3は「誰もが安心して暮らせる住まいの提供」です。初めに、事前に郵送させていただきました資料に誤りがありましたので、その点について申し上げます。上の表の「公営住宅入居世帯の状況」ですが、「身体障がい者世帯」の欄の集計に誤りがありました。表には「身体障がい者世帯」と記載がありますが、内訳を確認しましたところ、知的障がい者世帯と精神障がい者世帯を算入した「障がい者世帯」全体の合計を計上しているケースと、身体障がい者世帯のみを計上しているケースが混在していることがわかりました。ここでは「障がい者世帯」に統一するのが適切だと考えますので、改めて数値について精査をさせていただいております。訂正したものを後日お送りして、差しかえをお願いしたいと思います。本日、正確な資料をご用意できず申しわけございませんが、ご了承をお願いいたします。

それでは、素案の説明に戻らせていただきます。県営及び市町村営の公営住宅には、平成28年4月1日現在で27,422世帯の方々が入居されています。5年間での増減を見ますと、入居世帯数の全体は、管理戸数の減少もあり縮小していますが、高齢者世帯、特に単身・夫婦のみ世帯は増加している状況です。また、下のグラフになりますが、33,000戸弱の公営住宅の1/3程度が耐用年数を既に経過して、老朽化が進んでいる状況にあります。

市場において住宅を自力で確保することが難しい低額所得者、高齢者、障がい者、ひとり親世帯、多子世帯、外国籍の方など、住宅の確保に特に配慮を要する方々の居住の安定の確保を図るためにも、引き続き、住宅セーフティネットとしての公営住宅等の充実や公営住宅の計画的な建て替え、改修による長寿命化が課題となっている状況です。

続いて右側の列にまいります。目標4は「地域の特性に応じた活力あるまち・むらづくり」です。左側のグラフの空き家の状況ですが、空き家の合計は19万4千戸で、総住宅数の19.8%を占め、都道府県別では高い方から2番目という状況です。なお、グラフの凡例に二次的住宅とありますが、これは別荘や二地域居住などのための住宅で、2軒目以降の住宅として所有されているものですので、これらを除いて算定した場合、空き家率は14.6%

となり、これは都道府県別で高い方から16番目という状況です。

今後の世帯数の減少を考慮しますと、空き家はますます増加することが予想され、管理の行き届かない空き家による防災・衛生・景観等の悪化が懸念されるところです。また、右側のグラフの少子高齢化の状況は、特に過疎地域において顕著となっております。

よりよい居住環境の整備のために、既存住宅の有効活用と状況に応じた除却や建て替え、景観育成等による個性豊かな特色ある地域づくりが課題であると考えております。

最後に目標5が「地域の住まいを支える住生活産業の成長・発展」です。昨年度実施した「住まいに関する県民アンケート」によりますと、信州らしい住まいには、ある程度、共通したイメージが見られました。上の表のとおり、自然、木、農業、伝統、文化、寒冷地、交流、ゆとり、自然エネルギーといったイメージが数多く見られたところです。また、現在の住まいの評価について尋ねたところ、左下のグラフですが、10年前と比べて「良くなっている」、「やや良くなっている」、「どちらともいえない」が合計72%と、7割強の方が向上しているか変わらないと考えていらっしゃいます。その一方で、3割弱の方は悪くなっていると感じているという状況でした。

また、大工の就業者数を見てもみますと、平成22年時点で1万人余りとなっており、ピークだった昭和55年頃と比べると半減している状況となっております。

信州らしい住まいのイメージに沿った地域に根ざした良質な住まいづくりを続けていくこと、また、そのためにも担い手の確保・育成や技能・技術の継承を図っていくことが課題であると整理をしています。

続いて、資料1の2枚目をごらんください。これまでの現状と課題を踏まえ、計画の目標と施策体系の構成は記載のとおりとしております。

基本理念は、骨子案でお示ししたとおり「～信州の住みよい暮らしを次代につなぐ～安心ですこやか、多様な暮らしを支える住まいをめざして」としております。その右側に基本的な視点として、全体に共通する重要な視点を3つ掲げております。

1つ目は「少子高齢化、人口・世帯数減少社会への対応」です。先ほども申し上げたとおり、従来から続く少子高齢化と人口減少は施策上の数々の課題の根本的な要因となっておりますが、世帯数も減少していく社会への転換という点が新たに加わっております。

2つ目は「地域の特性や実情への配慮」です。県下各地に受け継がれる自然、歴史、文化等はそれぞれに特色があり、住宅施策においては特に景観育成、まちづくり、住宅セーフティネット等の地域に密着した施策について、地域の特性や実情に応じて市町村等と連携して対応していく必要がございます。

3つ目は「暮らしに関わる他分野との連携」です。住宅は人生の大半を過ごす場所であって、生活に欠くことのできない基盤であることから、暮らしに安全と安心をもたらす防災分野、医療・介護や子育て支援などの福祉分野を初めとして、環境・エネルギー分野、森林・木材分野、産業・労働分野、都市計画分野、教育分野など、暮らしに関わる他の分野と連携して取り組むことが重要と考えております。

これらの理念と視点のもとで、先ほど申し上げた5つの目標を掲げ、その達成を目指して、記載したような基本的な施策を組み立てております。

目標1の「地域の資源を活かした環境にやさしい住まいづくり」につきましては「地消

地産の住まいづくり」、「二酸化炭素排出量の削減に配慮した住まいづくり」、「環境と共生する住まいづくり」の3つの柱を立てております。その下に、例えば地消地産ですと、良質な木造住宅の建設の促進や、県産木材等の利用の促進といった施策を位置付け、それぞれ展開していくといった構成としております。

以下同様に、目標2の「災害に強く快適で健康な住まいづくり」については、「暮らしを守る安全・安心な住まいづくり」、「健康長寿に適した住まいづくり」、「長く活用される良質な住まいづくり」を掲げています。

目標3の「誰もが安心して暮らせる住まいの提供」については、「地域的・社会的ニーズに応じた公営住宅の運営」、「民間賃貸住宅と連携した住宅セーフティネットの充実」、「速やかな被災者の住まいの確保」としております。

目標4の「地域の特性に応じた活力あるまち・むらづくり」については、「多世代が生き生きと暮らす地域づくり」、「住まいの適正な維持管理と空き家対策」、「地域の魅力を活かした居住環境づくり」としております。

最後に目標5の「地域の住まいを支える住生活産業の成長・発展」につきましては、「地域に根ざした住宅産業の継承」、「住生活産業の多角化・成長」、「既存住宅の流通、リフォーム市場の拡大」という基本的な施策を立て、その右側に記載した施策の展開を図ってまいるというものです。

ここには主な施策展開を記載しておりますが、資料2の本文には、より掘り下げた施策をそれぞれ記載して、取り組みの方針を示しております。

その右側になりますが、施策の効果を検証するための指標として、それぞれ目標達成指標を記載のとおり設定しております。

指標については従来の計画の指標を引き継いでいるものもありますが、例えば空き家対策に関しては、4-2で「空家等対策計画を策定した市町村の割合」を新たに設定するなど、社会情勢の変化を踏まえ、一部見直して設定をしております。資料1については以上です。

資料3は、前回の会議でいただいたご意見、ご提案についての対応状況を表にしたものとなっております。

また、資料4につきましては全国計画と県計画の対応関係ですが、全国計画の目標とされている項目について、全国的な仕組みの構築や制度改正など、国が行うものは除いて、基本的には県計画にも取り込んでおります。

最後に、資料2の本文についてですが、現時点では素案ということで文字列やグラフが主体となっておりますが、今後、イラストや写真等を加えてレイアウトを整え、見やすさ、わかりやすさの向上を図ってまいりたいと考えております。資料の説明は以上です。

○藤居会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対して、何かご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、素案に対する意見交換に入らせていただきます。

前回の審議会におけるご意見等については、資料3のように今回の素案に反映させてい

ただいているということですが、今後、パブリックコメントや市町村長協議など、さらに策定作業が進められていくにあたり、今回の審議会においては、この素案に対して集中的にご意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○宮川委員

何点か、質問と意見という形でお願ひしたいと思います。

まずは県産材の活用は極めて重要だと思うんですが、質問になりますけれども、資料2の17ページの(2)「県産木材等の利用の促進」の下から2つ目の○印のところに、公共建築物の木造化、木質化のことが書かれています。住宅への県産材の利用というのは当然なんですけれども、こうした公共建築物の木造化、木質化について、どの程度進んでいるかというところを教えてくださいたいと思います。一昨年、安曇野市庁舎の建設現場へ見学に行ったときに、大きな建物ですから構造は木造ではないですけれども、内外装にふんだんに県産材が使われておりました。

これは林務部の話かもしれませんが、長野県が建築した建物や、これから建築しようとする建物の中で県産材がどの程度使われているのか。例えば、最近では南信工科短大、それからこれからつくろうとしている県立大学等、幾つかあるわけです。そういった建築物にどの程度、木材が使われているのか。こうした県施設などにも積極的な活用を図らないと、住宅だけではなく、全体の目標として、これから伐採期を迎える木材をどう活用していくかという意味で、極めて重要ではないかと思うので、その辺はどのようになっているのかをまず1点、質問としてお尋ねしたいと思います。

2つ目ですが、21ページの「暮らしを守る安全・安心な住まいづくり」のところに、耐震化の促進があります。先ほど耐震化の状況についてご説明いただきましたけれども、今後、建て替えがあると耐震化率は上がると思うんですが、熊本地震などを踏まえすと、単に建て替えなり新築によって自然に耐震化率が上がっているというのではなくて、より政策的に耐震化率を高める努力も求められているんじゃないかと思うのですが。2つ目の○印のところの耐震診断、耐震改修に対する助成等の支援を行うという、今までのようなやり方で、果たして目標達成ができるのかという疑問もありますので、ここに具体的な対策を書くというのは難しいとしても、「支援を強化します」、つまり強化という言葉が必要ではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

同じく地震関連で申し上げておきたいんですが、25ページの3に「速やかな被災者の住まいの確保」について書いてございます。熊本地震では、3千数百戸の仮設住宅を建築しています。そのうち確か15%ぐらいが木造で建てられているようです。私どもも現地に行ったりもしました。長野県では栄村、白馬村で仮設を建てた経験がありますがすけれども、熊本で違ったのは、杭基礎でなくてベタ基礎だったんですね。これは余震が続いているとか、仮設が長期化するというような状況の中で、特例措置のような形で行われたということも聞いております。プレハブの建物であれば杭基礎でいいんですけれども、住宅の性能なり基礎断熱の快適性とか、居住の長期化、東日本でも熊本でも2年で出て行くというわけにいかない現状があるのだと思います。長野県でもいつ起こるかわからない中で、そういった仕様の部分についても、十分見直しをしておく必要がありはしないかと思ひます。

今回、熊本で建設された木造住宅は、プレハブと異なっておりまして、ゼッチ（ZEH、Net Zero Energy House）仕様に相当するような非常に高い断熱性能を備える木造住宅だということも聞いています。そんな意味で、長野県でも2つの地域で仮設をつくったんですけれども、これからのことを考えると、実際に熊本でそういう住宅が建てられていることも踏まえて、今後の仕様などについても早い時期に検討して、もしものときにも対応できるようにしていく必要があるのではないかと思います。

熊本へ行って見て、プレハブと木造の住み心地の違いというものが極めてはっきりわかりました。仮設住宅を引き渡して1、2週間が一番クレームが多いらしいですが、熊本の仮設団地ではクレームは1件も届いていなかったということで、木造仮設のよさが改めて浮き彫りになったわけです。そうした他県の経験などを踏まえて、仕様についても十分検討していただきたいという要望です。以上、3点です。

○藤居会長

ありがとうございます。

○県産材利用推進室 中宿課長補佐

県産材利用推進室の中宿と申します。

1点目の公共施設の県産材利用に関してでございますが、昭和61年から、全庁の部局を集めた、副知事を会長、建設部長、林務部長を副会長とする県産材利用促進連絡会議において、年一回、公共施設及び公共土木工事の県産材利用について計画、実績を取りまとめて検討しています。

公共土木工事と施設建築工事という分類で、近年の数字で、市町村の補助事業も入っている数字になりますが、多い年ですと平成23年の建築工事で17,324㎡ございます。平成24年が6,461㎡、平成26年が12,436㎡です。県事業の関係ですが、これは土木工事も入っている数量になりますが、平成23年の合計が24,400㎡、このうち県事業が19,278㎡、平成24年は18,428㎡のうち県事業が12,724㎡、平成26年は18,768㎡のうち9,863㎡という実績となっております。

課題としては、意識の向上も連絡会議を通じて図っておりますが、国の予算で左右されてしまう傾向が大きいという状況がございます。今年は単に木材利用だけではなく、木を使うことで地域経済にどんな効果があるかということも、昨年、信州大学の先生にお願いして結果も出ておりますので、意識改革も含めて、連絡会議を開催して普及を図っているという状況でございます。

○岩田建築技監

2つ目の耐震化の促進、資料2の21ページ、耐震化の促進についてですが、補助等の支援だけではなく、強化というご提案をいただきました。現在の取り組みの状況ですけれども、住宅の補助金につきましては、国から工事費の約11.5%の支援をいただいております。県と市町村では1件について60万円になるように、国の補助金が出ない分にかさ上げをしているところ です。

この耐震改修への1件60万円の補助につきましては、平成14年から行っているところですが、当初、平均的な耐震工事費120万円の半額程度ということで推移してきたところですが、現在、改修工事費が180万円ほどになっている、その半額程度について、国、県、市町村で支援できないかということ、県内の市町村からご提案いただいています。今現在、県とすれば国への補助率のアップの要望と、それでもまだ足りない分については、県と市町村でその金額にすることはできないかと検討を進めているところでございます。その辺をどう記載するかについては、検討させていただきたいと思っております。

3つ目は応急仮設住宅の木造化についてご提案いただきました。長野県におきましては、栄村の地震や一昨年の神城断層地震の際には早期に整備しなければいけないということもあり、木造化という対応ができなかったところでございます。現在、応急仮設住宅を供給いただく協定を県と結んでいる団体と、木造化について仕様の検討を行っているところでございます。ご提案いただきましたのは、ベタ基礎の導入とか、高い断熱性能のあるゼッチ（ZEH、Net Zero Energy House）、ゼロエネルギーハウスというようなものはできないかというところでございます。仮設住宅は基本的には国が補助を全額を出していただくんですけども、その金額にも限度額がある状況です。今現在、仕様書を検討している中で、こういうご提案もあったということで検討させていただきたいと思っております。

○藤居会長

ありがとうございます。

○場々委員

目標4「地域の特性に応じた活力あるまち・むらづくり」という項目の中での意見ですが、39ページに、緑化のことが触れられています。長野県は、本当に自然豊かなところなので、都市に比べて緑が多いことはメリットになると思っております。39ページにも緑に関して書かれているんですが、もう一步踏み込んで緑被率といったものを数字を挙げて、目標値としてうたってもらえないものではないかという意見です。

景観にも関係するので、目標達成指標の4-3に、景観行政団体に移行した市町村の割合が26%から40%とありますけれども、市町村が景観をやっているという部分もあるとは思いますが、県として緑被率、緑化率みたいなもの、場所によっても郊外と市街地の中では当然違ってくるとは思うんですけども、特に住宅環境の中で何か数字で目標としてあってもいいのかなと思っております。

地震関連でいきますと、ブロック塀が倒れて死亡した事例もありまして、松本あたりはブロック塀の緑化に補助金を出しているというところもあります。ブロック塀は全てだめという意味ではないんですけども、長野県らしさの一つ入れる中で、緑というものに何か目標があればいいと思っております。

○藤居会長

ありがとうございます。これにつきましては、

○岩田建築技監

従来の住宅地の緑化の取り組みの状況と申しますと、具体的には団地を整備する前に景観育成住民協定を結び、団地を構成する皆さんの協力、同意により団地内の緑化を図っているということで対応してきたところです。

県全体で緑化率等の目標ができないかというところでございますが、個人資産の緑化にどこまで踏み込めるかというところはあるかもしれませんが、方策としてどんなものがあるのか検討させていただきたいと思います。

○藤居会長

ありがとうございます。緑の町につきましては、個人住宅以外でも公共、公園等を中心として、防災の観点からも文言があってもいいかなという気はいたします。よろしく願いします。

○宮崎委員

県産材利用について資料1の概要で見ると、結局、住宅には使いたくないというふうに見えて、公共施設ということが出てこない。素案を読んでいけば出てくるんでしょうけれども、何となく住宅というイメージが強いのかなと。住宅着工も完全に減ってきていますので、それ以外に木材の利用を増やすというと、やっぱり非住宅への利用を積極的にやっていってもらわないと増えないだろうと思います。

全て読めば書いてあるということはわかるんですけども、施策の中でもそれをやるのがパッと見たときにわかるのがいいのかなと。それから、担い手の育成に関しても、現場でやることでどれだけの経済効果があるかというのは、今、林務部からお話がありましたが、地域でやったのと県外の業者がやったのでは全然経済効果が違うということも出ていますので、ぜひ、その辺を考慮していただければと思います。

最終的には、指標を達成するための施策が一番大事なんですけれども、どうしても施策が、「を良くします」、「を図ります」、という言葉で終わるものですから、ある程度は具体的に助成します、補助しますといった言葉もあってもいいのかなと。施策にも、ある程度の方向性なり、補助はやっていくんだというような明確なものも記していただければいいのかなと思います。お願いと要望ですが、以上です。

○岩田建築技監

資料2の15ページに、新設の木造住宅における木材使用量の関係や、信州木材認証製品の出荷量をグラフ化してあります。

ページ中央のグラフが、新設住宅でどれくらい木材が使われていて、それに対して、県産木材が建築用材として出荷されている量ほどの程度の割合になっているかというものです。平成26年度では、住宅の木材使用量として、約15万 m^3 の木材が使用されていて、そのうち県産のものが4万5千 m^3 ですから、約3分の1という状況になっております。この辺を引き上げていかなければいけないということで、住宅だけではなく公共施設もというお話がありました。この計画自体は住生活について定めるものですので、公共施設については

どういうふうに記載していくか、その辺も検討させていただきたいと思います。

○宮崎委員

その点に関しますと、その出荷量の対比が合っていないんです。私どもは、認証センターの材が長野県産材の認証材ですよということで、ぜひ公共物件にもとお勧めしているんですけども、認証材の出荷量と県が把握している出荷量が違うということは、何なんだろうなという、証明書の種類が違うのか、その辺も感じているので、地方事務所単位でもその辺の統一をしていただければ、私どもも、県としても把握できますので。

昨年でいきますと、出荷量はがた落ちなんですね。私どもの認証製品の出荷量でいくと3割落ちているという状態なんですけど、その辺がこのグラフの連動と合わなくなっている部分があるので、出荷量とか長野県産材というものに対しての認識を県内で統一していただければ助かるなと思います。

○岩田建築技監

グラフにそれぞれ出典を書いておりますけれども、上のグラフは、長野県木材統計に基づき、県産木材の建築用材製品出荷量を示しております。下のグラフにつきましては木材認証センターからの資料ということで、それぞれの数字をどのように判断していくかも踏まえて検討させていただきたいと思います。

○藤居会長

ありがとうございました。

○宮川委員

31ページにある「地域に根ざした住宅産業の継承」の中の担い手の確保、育成の問題は、住宅建設における担い手不足は本当に深刻な状況にあるということを前回も報告させていただき、それに対する対応策だろうと思いますが、最初の○印のところに、高齢化が進む熟練技能者の技術・技能を次の世代へ継承するため、教育機関、関係団体等との連携によりと書いてあるんですが、一つ言葉が足りなくて「関係機関」というのをまず入れてもらいたいと思います。何もこれは建築住宅課だけがやることだけではなくて、技術管理室や人材育成課も含めて連携して取り組むという、関係機関という言葉が入るべきだと思っています。

それから3つ目の○印に、卓越した技能者に係る表彰制度の活用等々、技能者の社会的評価の高揚や就労の促進を図るという言葉があるんですが、これは職業能力開発審議会でも申し上げたんですけども、国土交通省の土地・建設産業局が、今、建設キャリアアップシステムの導入に向けて開発準備室をつくり、来年の4月から具体的に技能労働者の登録が始まる、そして8月からキャリアアップシステムが現場に導入されるという状況がございます。

キャリアアップシステムというのは、技能を見える化する、その人がどのような資格やどのようなキャリアを積んでいるかという幾つかの情報を、業界の統一ルールによって蓄

積をして、それを最終的には処遇の改善につなげていくというシステムで、土地・建設産業局がかなり本気になって取り組んで、いよいよ来年からスタートするという状況です。

社会的評価ということと言うと、私自身は今回のキャリアアップシステムにおける技能の見える化というのは極めて重要だろうと思っていまして、すぐに民間で広がるということではないにしろ、例えば県の公共工事において先駆的に導入することなども含めて、何らかの形で県の施策の中に盛り込むべきではないかと。これはこの審議会ではなくて契約審議会のほうかもしれませんけれども、その点が一つ。

それから、技能士の現場常駐については既に建築系では取り組んでいますけれども、県が発注する工事の8割以上は土木工事です。全国の状況を調べましたら、土木工事でも現場常駐という制度をかなり多くの県がやっているということがあって、社会的評価を高めていくということ抜きに若い人々をこの業界に入れて育てるということはなかなか難しいという部分も含めて、先ほどの関係機関と申し上げたのはそういうことです。卓越技能者といった言ってみればリタイヤ間近の人々を表彰することも意味はありますけれども、若い人々が目指すような表彰制度みたいなものを、今、技術者の表彰はしていますけれども技能者の表彰はしていないということもありますので、そういう政策を組み合わせ、社会的評価を高めるような仕掛けをつくらないと、なかなか担い手は育ててこないのではないかとというのが私の考えです。

それからもう一つは、次の〇印に伝統的な技術を確実に継承し発展させるとあるんですが、これをどういう仕掛けでやるのかという基本的な方向性が書かれていないわけですし、先ほどの公共建築物の木造化、木質化の話もそうですけれども、例えば公共建築物で、伝統的な技術、つまり構造があらわしで見れるような建築というのは伝統的な技術、技能が必要ですので、そういう仕事の間があって初めて技能の継承ができるわけで、そういったことも県の政策の中で進めていただきたいと思えます。

それからもう一つ、29ページの景観対策についても関連して申し上げますと、景観というのは、そのものが長野県の観光資源なんですね。それは自然だけではなく、やっぱり住宅、町並み、そういったものも重要な観光資源だと思うんです。建築士会さんが数年前に安曇野市の民家、古い民家を1千数百戸、調査されたというお話をお聞きしました。長野県にふさわしい、長野県らしさが見える大屋根なりの古民家、ああいったものが何も手をつけなければ、今の住宅様式に合わないとかいろいろなことあって、どんどんつぶされていく。結局、美しい町並みだったり、景観としての伝統的建築物、本当は100年、200年持つだけの構造を持っている民家がどんどんつぶれていく。そうになると、自然はあるけれども、家並みは東京と長野県で全く変わりがないような、本当の意味で観光県長野県としていいのかどうかということも含めて、例えばそうした民家をいかに残していくかといった部分も景観対策につながるのではないかと思います。

福井県では、民家条例というのをつくって、一定の建築様式、建物であれば県の認定する民家ですという位置づけにして、市町村とあわせて補助を出して、修復、改修、リノベーションなどの費用を支援して、断熱性も含めた改修工事も進んでいるという話を聞きました。そういう民家なども含めた景観対策というものについても、観光県としてこれから一つの売りにしていくという意味で、何も手をつけなければどんどんなくなっていくと

思うんです。今回の計画の中にも、住宅を長く大切に使う社会の実現という言葉が入っておりますが、まさにそういったものを具現化する取り組みを福井県はしております。また、そういった修復・改修工事があると、伝統的スキルを活かした仕事につながるんですね。そして、それがスキルの継承にもつながる。この景観対策の部分については、そういった民家をいかに残していくかというような部分も含めて、何らかの補強をしていただければありがたいなと思います。

最後、1点、国の計画との整合の問題です。資料4の目標5(6)に「リフォームに関する相談体制や事業者団体登録制度の充実・普及」という言葉があります。リフォームに関する相談体制の充実という部分については結構触れられておりますが、事業者団体登録制度については一切触れられておりません。リフォーム事業者団体登録で登録されたのは現在8団体ございますが、これからさらに広がっていただろうと思います。このリフォーム事業者団体登録というのは、トラブルやクレームが多いリフォーム産業の中で、登録団体が中心になって、きちんとクレーム処理もします、事業者の育成、定期的な研修などもしますという、かなり厳しいルールに沿って認定された団体ですので、国がやっていることだということではなくて、こういう制度があるということは県としても県民にお知らせするべきではないかと。実際にリフォームしたくても、どこに頼んだらいいかわからないという声が圧倒的に多いんですね。一つの目安として消費者に紹介する意味でも、このリフォーム事業者団体登録の普及については、一言、触れておいていただきたいと思います。以上です。

○藤居会長

ありがとうございました。

○岩田建築技監

何点かご意見いただいた中で、担い手の育成・確保、それから景観の関係もございました。今日、関係課が出席しておりますので、それぞれコメントがあれば。

○建設部建設政策課技術管理室 矢花主任専門指導員

技術管理室の主任専門指導員の矢花と申します。

宮川委員から担い手育成というお話をいただきました。担い手育成につきましては、平成26年4月に「長野県の契約に関する条例」ができて、地域の安全・安心を支える事業者の担い手育成というものが大きな柱とされ、いろいろな施策を通じて具現化を図っていくこととしております。担い手育成という部分については重要な課題と認識しておりますので、例えば技術管理室においては建設工事等における入札制度を扱っているものから、契約審議会での審議や、いただきましたご意見を参考にしながら取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○建設部都市・まちづくり課 小林企画幹

都市・まちづくり課の小林でございます。

景観の関係でご意見をいただきました。長野県においては景観そのものが観光資源であり、その中でも古い建物、民家等が有効活用できるのではないかとのご趣旨かと思いません。

古い建物、古民家等も含めまして、保存という観点でいきますと文化財的な話からかなり狭くなってしまいますけれども、昨今はむしろ活用という中で、リノベーションが盛んということもございます。また、安曇野の調査は、建築士会、ヘリテージマネージャーの活躍の中で調査されたと認識をしております。単なる保存ではなく、まちづくりの中に生かしていくという活動が、県下各地で芽生えつつあるという状況がございまして、建築士会さん等にも協力をいただきながら、ヘリテージマネージャー等のご専門の立場からのご意見をいただきながら、少しでもその取り組みというのを大きなうねり、ムーブメントになるように、まずは啓発の観点から人材育成等に取り組んでまいりたいと思っております。

今、古い建物を単に保存ではなくて、まちづくりの中に生かしていくリノベーションという動きがどんどん広がっていますので、県としてもそれを後押しするような施策を展開していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○藤原主査

リフォームの事業者団体登録制度につきましては、国土交通省で取り組んでいます、各都道府県、市町村においてリフォームの相談があった際には、安心してリフォームしていただけるための制度ということでご案内している実情はございます。まだ制度が始まったところで、県としてもまだPR不足という面もあり、計画の記載が弱いとのご意見もいただきましたので、記述の方法については検討させていただきたいと思えます。

○藤居会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○宮崎委員

関連で、31ページの伝統的な技術の継承のところなんですが、CLT（直交集成板）という名前が出てくるんですけども、この名指しがいいのかどうか、まだ九州と四国にしかない工場の工法をここに書いたおかげで、設計に取り入れるという人が出てきたときに、かえって対応が面倒ではないかと。これは「新たな部材・工法等の技術の向上を支援します」でいいのではないですか。ここに書いてあるから、これを設計に入れたという斬新的な案が出てきてもちょっとつらいのかなと思ったので、検討してもらえればと思えます。

○岩田建築技監

CLTの関係でございますけれども、この材料については、ある程度大規模、中規模施設の活用というところでの検討だとは思いますが、住宅施策の中にあえて名称まで入れるかどうかというところは検討させていただきたいと思えます。

○藤居会長

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

○吉澤委員

二地域居住のことですが、今は目標4にしか入っていないんですが、目標3の「誰もが安心して暮らせる住まいの提供」にも、災害時の疎開先という点で一部でもとり入れてもらえればなど。考え方として、いきなり移住というよりも体験型として何回か交流を重ねることによって、地元の応急仮設住宅とは違う、都市部からの疎開先みたいな、そんな受け入れ型の仮設住宅という意味で、二地域居住とか体験型に使うような空き家とか、そういうものも疎開先として利用ができればいいなと思います。

○岩田建築技監

現在の二地域居住の取り組みでございますけれども、首都圏、中京圏等から週末、もしくは夏のこの時期に涼しい長野県で暮らせるような、15坪程度のコンパクト住宅の提案を行っているところでございます。その住宅について、仮設住宅的なことでも活用をというご提案だと思いますが、どの辺まで広げていいかというのは、これからの取り組みの中でやっていくこととなりますが検討させていただきたいと思います。

○藤居会長

ありがとうございます。ほかにありますらお願いします。

○柳澤委員

27ページの目標4「地域の特性に応じた活力あるまち・むらづくり」の施策展開のところで、多世代が生き生きと暮らす地域づくり、生き生きと暮らす、暮らすとなりますとやはり建物もそうですけれども、経済面、お金に関することが外せない関係になってきますので、直接的な関係はないかもしれませんが、例えば経済面で何か相談窓口といったところのネットワークを県のほうでやっていただければなと思います。そういったところを活字に落とし込んでいただけるといいかなと思います。

○宮川委員

あと2点ほど申し上げたいんですが。

一つは、33ページの第5章の推進体制のところですが、今回の目標や施策の中に担い手の確保、育成という言葉が入っているわけですので、(2)の作り手・供給者、これがイコール工務店と言えるのか、もうちょっと幅広い意味があるのかもしれませんが、それぞれの役割が書いてあるわけですので、事業者自らが担い手を確保・育成する、それに努めるというような言葉があってもいいんじゃないかと。もちろん住宅販売だけを生業にしている人もいますので、その辺は書きぶりが難しいんだろうと思うんですが。それとの関連で(5)の県のところには、防災、地域振興から始まって各分野と書いてあるんですけども、担い手の確保・育成も含めると人材育成とか教育という分野も入ってしかるべきではないかと思ったところです。

それから、空き家対策をこれから重要な施策としてとらえていることはわかるんですが、そういった中で、空き家対策の組織、県でも市町村の担当者を集めて会議をされたり、業界の皆さんを巻き込んでやられたりということがあるんですけども、そうした中に建築士さんや宅建業界の皆さんが入っているのは当然だと思いますが、空き家を生かしていくという意味合いでいうと、そこをリフォームするなり、リノベーションするなりしても、やっぱり施工者がいなければどうしようもないわけで、これから推進をしていくさまざまな組織の中に、施工者も加えていただく必要があるのではないかと。空き家対策にとっても重要な担い手、一つの役割を果たせる存在だと思いますので、それらについてもどこかに加えていただければありがたいかと思います。

○畠山委員

質問ですが、20ページに高齢者等のための設備と書いてありますね。この高齢者等のための設備というところが何を指しているのかというふうにすごく感じたんですね。介護保険の見直しがされていて、30年の改正では要介護2のあたりまで住宅改修の対象にならないといったことも新聞紙上に出ていましたけれど、この高齢者等のための設備として、何を基準に数字を挙げているのか、手すりとか、そういうものも含めてこの数字に挙がっているのか、わからなかったのでお聞きしたいと思います。

○藤原主査

資料がわかりづらくて申しわけありませんが、資料2の20ページの折れ線グラフにある高齢者等のための設備につきましては、そのもう一つ下の棒グラフと関連しているもので、その棒グラフの中に各項目が書いてあります。

手すりがあること、またぎやすい高さの浴槽があること、あるいは廊下などが車いすで通行可能な幅があること、それから段差のない屋内、道路から玄関まで車いすで通行可能といったものがある住宅についての合計になっています。記載方法につきましては、また検討させていただきます。

○藤居会長

ありがとうございました。

○宮川委員

あと1点だけ。目標の設定の仕方なんですけれども、これまでを踏襲する部分と新たに加えた部分があるとお話がありましたが、目標5の担い手の確保・育成の目標値は設定するのは難しいのでしょうか。

○岩田建築技監

資料1の2枚目、施策体系が記載された内容の一番下のところに、目標5「地域の住まいを支える住生活産業の成長・発展」という記載がございます。この右側に、大工技能者の人数とか、そういう具体的な記載ができないかというご提案ですが、具体的にその数字

を載せるのは厳しいという認識でいるところでございます。そこに書かせてもらいましたのは木造の在来工法の住宅の割合ですが、大工さんの活躍の場がなければ当然人数も確保できないということですので、そのためにも、この活躍をする場について数値目標を記載させてもらっています。人数までは厳しいのではないかという中で記載も控えさせてもらったところではあります。

大工さんの数の状況については、資料2の30ページのところにグラフ等で具体的に書かせてもらっているところではあります。県内建設業許可業者数の推移というところの緑色の棒グラフに大工工事業という数字が記載してあります。直近の平成27年度で2,200という数字に対して、左を見ますと平成11年度には3,391という数字ですから、3分の1程度の減少になっております。

平成27年度の新設住宅着工戸数が10,805戸、約1万戸の着工がありました。それに対して平成11年度は21,468戸という数字で、平成27年度より倍以上の新設着工があったという数字です。着工が半分になっている中で、大工工事業については3分の1程度の減少ということですから、その辺をどう見るかというのは、リフォーム工事もありますので難しいところではありますけれども、ご指摘いただいた大工さん等の数字について目標とすることについてはなかなか難しい中で、住宅数で数値を提案させていただいているところではあります。

○藤居会長

よろしいでしょうか。

○柳澤委員

33ページの第5章「施策の推進」のところですが、専門家・NPO等のところに、ぜひ経済というものも入れていただければと思います。

NPO法人日本ファイナンシャルプランナーズ協会というのがございまして、無償で皆さんのご相談に乗ることもできますので、よろしく願いいたします。

○岩田建築技監

ありがとうございました。検討させていただきます。

○藤居会長

27ページの1「多世代が生き生き暮らす地域づくり」という部分で、(1)の2番目の○印に過疎市町村の行う公的賃貸住宅の整備等とありますが、過疎市町村はこれから少子化が著しく大きいというのはわかるんですが、過疎でないところはあまり供給を促進する必要はないといったことになるのかどうかというのが少し気になったのですが。

○岩田建築技監

県内の住宅施策全般とすれば限定的な記載が書いてありますので、記載について検討させていただきます。

○藤居会長

もう1点、21ページの災害に強い住まいづくりという内容で、非常に網羅されていていいと思うんですけども、1（1）の最後の○印ですが、自立可能な発電システムの導入促進というのは、一般住宅を想定しているものになるのでしょうか。ちょっとその辺がよくわからないんですが。

○藤原主査

建物に耐震性があって倒壊しないというだけではなくて、太陽光発電システムと蓄電システム等を組み合わせたようなものにより、暮らしも継続できるということがやはり重要だということは以前から課題として捉えており、そういったことについても環境整備を進めたいというものを記載させていただいております。

○藤居会長

災害が起きた場合に被害があった住宅という意味ではないわけですね。

○岩田建築技監

災害発生時という表現でございますけれども、当然、住宅が倒壊してしまえば使えないんですけども、住宅も使える状況の中では、自家発電の設備があって自給自足できるような住宅の普及を進めたいという意図で記載させていただいたところでございます。

○藤居会長

わかりました。

この素案に関しまして、いろいろな角度からご意見をいただきました。

今までいただいたご意見を、今後の計画の策定の見直し作業において検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

（2）その他

○藤居会長

次第（2）のその他で、何かありましたらお願いいたします。

○建築住宅課 三輪担当係長

事務局からの連絡事項です。今後の審議会の日程につきまして、第3回目を10月の下旬、4回目を12月の下旬のスケジュールで開催させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○藤居会長

それでは、予定をしておりました今日の議事は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

4 閉 会

○刈間課長補佐

本日は、長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

それでは閉会に当たり、岩田建築技監からごあいさつを申し上げます。

○岩田建築技監

本日は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

この長野県住生活基本計画につきましては、本日の委員の皆様からのご意見を反映させていただき、さらに計画案を精査しながら、パブリックコメント等の作業を進めたいと思っております。より良い計画となりますよう、引き続き委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○刈間課長補佐

以上をもちまして閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。